装管調第１１２号
２７．１０．１

陸　上　幕　僚　長
海　上　幕　僚　長　殿
航　空　幕　僚　長

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛省所管物品管理取扱規則に基づく不用供与品報告について（通知）

標記について、別添実施要領により実施されたい。

添付書類：不用供与品報告実施要領

不用供与品報告実施要領

１　目的

この実施要領は、不用供与品の報告様式等を統一することにより、不用供与品の返還業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

２　不用供与品の定義

日米相互防衛援助協定に基づき供与された装備及び資材で、当初の用途のために必要でなくなったものをいう。

３　不用供与品報告書等の提出

上期（４月から９月末まで）に発生したものについては、毎年１１月末までに、下期（１０月から翌年３月末まで）に発生したものについては、毎年５月末までに別紙様式１～別紙様式３により作成し、提出するものとする。

なお、緊急に返還する必要のある不用供与品がある場合には、理由を付し、その都度提出するものとする。

４　記載上の注意事項

（１）様式１により総括表を、様式２により集積場所別リストを、様式３により物品増減報告対象品目表を作成すること。

（２）総括表は、下記（注）区分別に物品番号順に列記し、区分毎の小計を（　）書きで記入すること。なお、区分別に別葉とする必要はない。

（注）品目区分

①　武器・弾薬
②　車両
③　施設器材
④　化学器材
⑤　通信電子器材（艦船搭載電子通信器材、レーダーサイト用器材等）
⑥　船舶（艦船用器材を含む）
⑦　航空機（航空機用器材及び航空機搭載電子通信器材を含む）
⑧　その他需品（教材、訓練器材等）

（３）集積場所別リストは、英字にて、物品番号順に列記すること。

（４）不用供与品に物品増減報告対象品目がある場合に、その品目について物品番号順に列記すること。

施行期日

本実施要領による報告は、平成元年度上期分の報告から実施するものとする。なお、既に報告をされたものについては、従来どおりとする。